

日本商工会議所

□政策委員会提言〈道州制の創設〉（抜粋） 平成14年2月21日

基礎自治体（市）が新しい地方分権の中核となるが、市町村合併が推進され、「自立し得る自治体」が整備された段階においては、現行の都道府県の役割は極めて限定されたものとなろう。しかしながら、なお基礎自治体では担えない分野もあり、今後も広域自治体が担うことが望ましい分野もある。その際、従来の都道府県ではその機能が不十分と思われるものもある。

現在の都道府県の領域は、明治以来ほとんど変更されていない。一方、近時においては交通や通信などの手段が格段に進歩しており、人々の活動領域は大幅に拡大している。生活圈や経済圏が広域化しているにも拘らず、行政サービスだけが旧態依然とした区割りのもとで提供されており、これが様々な障害を招いている。

こうした観点から、例えば全国を「北海道」、「東北」、「関東」、「北信越」、「東海」、「関西」、「中・四国」または「中国」、「四国」、「九州」の8つないし9つの道州に分けて、広域行政を実施するのが適当である。また、これらのブロック形成にあたっては、人流・物流を中心として、地域住民の意思を尊重しつつ、まずは従来の県を柔軟に連合・統合することにより、最終目標である道州行政体に到達すべきである。このような道州行政体が全国で確立した段階において、都道府県は完全に廃止されることになる。

この道州行政体の役割は、基礎自治体だけでは対応できないような、または道州体で実施した方が効率的な地方公共財の提供を担うものである。具体的には、産業政策、治山治水などの地域環境政策、広域道路などの交通政策、港湾事業などの海域管理、防火・防災などの安全政策、地域総合計画をはじめとする各基礎自治体の統合調整などを担当することが考えられる。首長は、住民による直接選挙で選任され、議会は各基礎自治体から選出された議員によって構成される。

また、最終目標である道州行政体への到達に向けては、目標年次として今後10年以内の実現を目指すことを期待する。

□今後の地方分権及び行財政改革の在り方（抜粋） 平成19年2月15日

〈地方分権の推進には、基礎自治体の基盤強化が不可欠〉

地方分権の推進には、その受け皿となる基礎自治体の基盤強化が必要であるが、基礎自治体の基盤が強化されれば、より広域的な調整機能が必要となる。そのため、地方分権を担うにふさわしい行財政基盤を強化するため、今後も市町村合併を推進し、可能な限り、人口30万人・300市程度の基礎自治体に再編することが望ましい。そして、人流・物流を中心に地域住民の意思を尊重しながら、条件が整った都道府県から順次、合併を行うなど広域的な自治体としての道州制に移行していくことが望ましい。なお、道州制を推進する際は、首都一極集中や将来的な州都への一極集中を招かない対応が必要である。

●分権改革の工程表（抜粋）

〈真の地方分権の確立へ／中長期的な課題〉4年～10年程度をめど

①憲法改正（地方分権の憲法上の明記） ②効率的でコンパクトな行政の実現

③国と地方のかたちの再編

（条件が整った都道府県から順次、合併等広域的な自治体としての道州制へ

④地方議会の改革と住民自治の確立

最終的に、地方が独自の判断と責任で実情に合った運営を行える「真の地方分権」を実現

（関西道州制推進連盟まとめ）

日本経団連

□「道州制で日本を創る」・「道州制の導入に向けた第2次提言」（抜粋） 平成20年3月18日

「道州」とは現在の都道府県ではなく、全国を大ぐくりに再区分した新たな地方自治体のことである。交通網や情報網が発達し、経済圏が拡大した今、現在の都道府県では規模が小さすぎて非効率である。また、国から権限と税源・財源の大幅な移譲を受け、自立した地方自治体となるためにも、その規模をより広域なものとする必要があります。道州制はこうしたことを背景にその導入が求められているのです。

●道州制導入の意義・目的 ——究極の構造改革へ

道州制が導入されると、地域内の政策は道州が担う一方で、国は国益を重視した政策に専念することにあります。こうした統治機構の抜本的な改革を通じて、わが国の政策立案と政策遂行の能力が飛躍的に高まることが期待されます。道州制の導入は、いわばわが国が直面する内外の様々な課題の解決に向けた「究極の構造改革」として位置づけられるものです。

- 地域の自立性向上
- 地域経済の活性化
- 行政サービスの質の向上
- 税・財政改革
- 公務員制度改革
- 住民主体の地域づくり
- 国全体の競争力向上

●地域経営の実践

重要なのは、道州が自らの地域を経営し、その結果責任を負うという地域経営の考え方です。道州がそれぞれの地域の目標を掲げ、その達成に向けて様々な戦略を練り、持てる資源を効率的に活用し、政策を展開しながら最大の成果を挙げることが重要です。

<道州が担うべき政策のフレーム>

- 住民が安心して暮らせる地域づくり
 - ・防災対策、まちづくり計画の策定、安全安心な都市基盤づくり
 - ・環境保全（廃棄物対策、大気汚染、水質汚染対策など）
 - ・少子化対策、介護などの福祉
- 地域の発展に向けての基盤づくり
 - ・インフラ（交通網、道路網など）の整備、調整
 - ・観光振興、景観整備
 - ・農業、農村対策
 - ・文化、教育政策
- 地域における産業政策の策定
 - ・地域の特性を生かした産業振興、企業誘致、雇用政策
 - ・道州内の大学を拠点とした高度人材養成と産学連携、産業クラスター構築
 - ・地域のイノベーションの資する産業技術の振興
 - ・各国との交流促進

●道州制導入後の姿 ——新しい国のかたちを創る——

道州制の導入によって地域の自立性・自主性は飛躍的に高まることが期待されます。個性ある地域づくりが推進されるとともに、分散型の国土・経済構造が形成され、長年の懸案となっている東京一極集中も是正の方向に向かうこととなります。また、各地域の活力を向上させ、地域の経済力を全体的に底上げすることになるため、地域間の経済格差が是正されることも期待されます。

●道州制導入までのロードマップ

- 2008年 道州制ビジョン懇談会中間報告
- 2009年 政府が「道州制ビジョン」策定 「道州制推進国民会議（仮称）」設置
- 2010年 「道州制推進基本法（仮称）」制定
- 2013年 道州制導入関連一括法制定 区割り決定
- 2015年 道州制導入

（関西道州制推進連盟まとめ）

自民党

口道州制推進本部「道州制に関する第3次中間報告」(抜粋)

平成20年7月29日

●理念

＜課題＞人口減社会・少子高齢化社会への対応、地域経済力の強化、国際競争力の強化
日本の再生のため、国のあり方を抜本的に見直し、新しい統治機構の構築が必要
⇒道州制の導入

●目的

- ◇中央集権体制を一新し、基礎自治体中心の地方分権体制へ移行
- ◇国家戦略・危機管理に強い中央政府と、国際競争力をもつ自立した道州政府を創設
- ◇国・地方の政府の徹底的な効率化
- ◇東京一極集中を是正し、地方に多様で活力ある経済圏を創出

●主なメリット

- ◇基礎自治体中心となり、地域の実情・住民ニーズに応じた行政サービスの提供が可能
- ◇中央政府は身軽になり国家戦略・危機管理能力が向上
- ◇インフラ整備・サービス供給でスケールメリット
- ◇多様な政策の提示、道州相互間の競争による国全体の多様化・活性化
- ◇地域資源の活用と地域資産の興隆により東京以外にも成長の核になる都市

●主なデメリットと必要な対策

- ◇道州政府は住民から遠くなる →基礎自治体中心の住民サービス体制により住民ニーズに対応
- ◇道州内の一極集中、地域間格差が生じるおそれ
→道州内の機能分担、地域間バランスを考慮して州都のあり方等を検討
- ◇国家としての統一性が失われ国力が弱まるおそれ →国家の役割が重点化されむしろ国力が強化

●道州制の骨格

＜限りなく連邦制に近い道州制＞

- ◆基礎自治体と道州に権限・財源・人間をパッケージで移す
- 都道府県を廃止し、全国に10程度の道・州を設置
- 国が法律で定める事項は大枠かつ最小限に。具体的事項は道州または基礎自治体の自治立法に。
- 道州は自治体とし、選挙で選ばれる道州議会と首長を有し、自治権を有する。
- 権限・財源・人間は基礎自治体に優先的に配分。
- 現在の都道府県の仕事は基礎自治体に、国の仕事は道州に移管し、国と道州は「小さな政府」に。

●プロセス

- ◆平成27年(2015年)から平成29年(2017年)をめどに道州制の導入を目指す。
- 道州制の基本的な理念・目的、タイムスケジュール等を規定した基本法を制定。
- 道州制特区制度を活用した北海道の取組を先駆的事例として、世論を喚起。
- 各地域の積極的な取組を推進

(関西道州制推進連盟まとめ)

政府

□内閣官房道州制ビジョン懇談会中間報告（抜粋）平成20年3月24日（21年度中に最終報告）

●現状の問題点

- 中央集権体制の弊害
- 東京一極集中による地方の活力の低下と地域格差の拡大
- コスト意識の低さと巨額の財政赤字など

●道州制の理念と目的

＜理念＞時代に適応した「新しい国のかたち」に
——中央集権国家から分権型国家へ 「地域主権型道州制」

- ＜目的＞・繁栄の拠点の多極化と日本全体の活性化
- ・住民本位の地域づくり
 - ・効率的・効果的行政と責任ある財政運営など

●制度設計の基本的な考え方

- ・国、道州、基礎自治体の役割見直し
- ・国の役割を限定し、地域に「主権」
- ・国家組織の再編など

●導入のメリットと課題への対応

- 導入のメリット
- ・政治や行政が身近になり受益と負担の関係が明確化
 - ・東京一極集中の是正により多様性のある国土と生活の構築
 - ・重複行政の解消などによる行財政改革の実現
 - ・道州の地域経営による広域経済文化圏の確立
 - ・国家戦略や危機管理に強い中央政府の確立 など
- 対応すべき課題
- ・国の調整機能が失われることによる地域格差の拡大
 - ・住民との距離が広がることによる住民自治の形骸化 など
- ⇒こうした課題は道州制の制度設計などにより解決

●国、道州、基礎自治体の役割と権限

- 国は、①国際社会における国家の存立 ②国家戦略の策定 ③国家的基盤の維持・管理
④全国的に統一すべき基準の制定に役割を限定
- 道州は、①広域行政 ②規格基準の設定 ③基礎自治体の財政格差調整
- 基礎自治体は、地域に密着した対人サービスなどの行政分野を総合的に担う
- 自主立法権の確立 ○国と道州間の調整等は「国・道州連絡協議会（仮称）」が実施

●道州の組織・区域

- 各道州の判断による自主的な組織形成
- 広範な自主立法権をもつ一院制議会
- 道州の首長および議会議員は直接選挙
- 区域は経済的・財政的自立可能な規模
- 住民が帰属意識をもてる地理的一体性
- 歴史・文化・風土の共通性
- 生活や経済面での交流などの条件

●道州制の導入プロセス

- 道州制の導入は、地域住民と地方自治体が主体的に考えることが望ましい。
- 政治によるリーダーシップが強力に発揮されるべき
- 準備期間を設けた上で、全国一律に移行が望ましい
- 「道州制基本法（仮称）」を制定し、内閣に検討機関を設置
- 道州制の導入はおおむね10年後を目指す。

（関西道州制推進連盟まとめ）